

県発注工事における県内業者に準ずる県外業者の取扱いについて  
(平成28年6月30日建政-530)

県発注工事における県内業者に準ずる県外業者（以下「準県内業者」という。）については、県内に営業拠点を有し、相当数の県内労働者を常時雇用し、県内雇用・経済に対する貢献度を勘案し、その取扱いを次のとおりとする。

1 準県内業者の定義

建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有する者で、秋田県内の従たる営業所の社員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。）の合計が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるもの

2 準県内業者に入札参加資格を認める工種

法面工事、電気工事、給排水冷暖房衛生設備工事、水道施設工事及び鋼構造物工事

3 入札参加資格要件等

(1) 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）

秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成2年3月23日監-2083）  
第4条第2項に規定する運用基準による。

(2) 単体（法面工事）

「入札参加資格要件」及び「指名標準」について（平成16年6月1日建管-711）による。

※参考1 一覧表

①入札参加形態	②格付工種	③金額区分
特定JV	電気工事（電） 給排水暖冷房衛生設備工事（給） 水道施設工事（水）	予定価格1億円以上
	鋼構造物工事（鋼）	予定価格2億円以上
単体 （「入札参加資格要件」及び「指名標準」について（平成16年6月1日建管-711）に規定）	法面工事（法面）	予定価格1億円未満

※参考2 法面工事区分表

	工種区分	単体 ・JV	等級格付、 建設業許可	地域要件	施工実績	配置予定技術者 (主任技術者)
①	種子吹付 厚層基材吹付 落石防護網 (予定価格 1億円未満)	単体	法面工事A級、 とび・土工工事業の許可	県内に主たる営業所	元請けとして同種工事の施工実績有り (JVは出資比率20%以上に限る)	1級又は2級土木施工管理技士(土木)
②	①以外の法面工事 (予定価格 1億円未満)			県内に主たる営業所又は県内に営業所(準県内業者に限る。)		
参考	1億円以上	JV	同上(代表者、構成員ともに特定許可)	代表者: 県内に営業所 構成員: 県内に主たる営業所	同上(代表者のみ)	代表者: 1級土木施工管理技士(監理技術者) 構成員: 1級土木施工管理技士(主任技術者)

なお、①の工種と他の工種(ロックボルト等)の複合の場合は②に区分する。

#### 4 準県内業者の資格確認手順

##### (1) 提出書類の内容確認

次の①～③の手順により、提出書類の内容を確認すること。

手順	確認事項	確認する提出書類	確認内容
①	合計社員数	秋田県内にある営業所等の社員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。)の名簿 (提出日現在の住所、氏名、生年月日、県内営業所の合計社員数及び県内居住者の合計社員数が記載されたもの)	名簿に記された社員が50名以上いるか
②	常勤性	秋田県内にある営業所等の社員が記載されている <u>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</u> の写し(高齢者等により提出できない場合にあっては、職員の常勤性を確認できる書類)	・名簿に記された社員は常勤性を有するか ・常勤性を有する社員は合計50名以上いるか
③	県内居住社員数	秋田県内にある営業所等の社員のうち、県内に居住する者の直近の <u>住民税特別徴収税額決定通知書</u> の写し(氏名、住所、発行年月日及び発行市町村名がわかる部分で可)又は提出日の3ヶ月以内に発行された住民票(個人番号が記載されていないものに限る。)の写し	②により常勤性を確認できた者のうち、住所が秋田県内の者について、県内居住を確認できるか

## (2) 資格要件の確認

(1) による確認後、準県内業者の要件を満たしているかを次により確認すること。

$$\frac{\text{(1)の③で確認された県内居住者数}}{\text{(1)の②で確認された常勤性を有する社員の合計数 (50名以上必要)}} \geq 90\%$$

## 5 その他留意点

農林水産部及び建設部が所管する法面工事にあっては、県内建設業者等における更なる受注機会の確保に関する取組について（平成27年5月25日建政－352）の趣旨から、予定価格が1億円未満となるよう分割に努めること。

## 附則

- 1 この取扱いは、平成28年7月15日以降に入札公告等を行う工事から適用する。
- 2 平成28年7月14日以前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附則（令和6年12月27日建政－1609 一部改正）

- 1 この取扱いは、令和7年1月1日から施行する。

附則（令和7年12月25日建政－1452 一部改正）

- 1 この取扱いは、令和8年2月1日から施行する。
- 2 この取扱いは、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用することとし、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。